

亀山市告示第66号

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第68号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第2項第1号」を「前項第1号」に、「以降に第1項第1号」を「以降に同号」に改め、同条第4項中「前3項」を「第1項及び第2項」に、「平成31年4月1日以降」を「平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和3年4月1日以降に亀山市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けた者が第1項第1号に掲げる耐震補強工事を行う住宅については、同号中「60万円」とあるのは「50万円」と、第2項第1号中「565,500円」とあるのは「500,000円」と、「100分の23を乗じて得た額と309,000円とを合算して得た額の2分の1に相当する額」とあるのは「5分の2を乗じて得た額」と、同項第2号中「100分の23を乗じて得た額と309,000円とを合算して得た額の2分の1に相当する額」とあるのは「5分の2を乗じて得た額」と読み替えて同項の規定を適用する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。